

高額介護合算療養費の支給申請が今年もはじまりました

■問い合わせ 市民生活課 保険年金係 ☎75-2159 佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎64-8476

医療保険と介護保険の自己負担額の合算が著しく高額になる場合、その負担を軽減するために、「高額介護合算療養費制度」が設けられています。

この制度は、各医療保険の世帯ごとに平成24年8月1日から平成25年7月31日（基準日）までの1年間で、医療保険と介護保険の自己負担分の合算額が下表の限度額を超えている場合に支給されるものです。

（医療費分は、高額療養費の計算対象になったものがこの制度でも対象となります）

所得区分		加入保険・年齢	後期高齢者医療+介護保険 75歳以上	国民健康保険+介護保険 70～74歳	国民健康保険+介護保険 70歳未満
上位所得者・現役並み所得者			67万円	67万円	126万円
一般			56万円	56万円	67万円
住民税 非課税	低所得者Ⅱ		31万円	31万円	34万円
	低所得者Ⅰ		19万円	19万円	

※所得区分は、高額療養費の所得区分（平成25年7月31日時点）と同じです。ただし、その超えた額が500円未満の場合は支給されません。

◎多久市国民健康保険（または佐賀県後期高齢医療制度）加入者

多久市の国民健康保険（または佐賀県後期高齢医療制度）加入者で、佐賀中部広域連合の介護保険加入者は、支給対象となった場合は、多久市（または佐賀県後期高齢医療制度）から通知を送付します。通知が来ていなくても、支給対象となる場合（期間中に転入や健康保険の異動があった人等）がありますので、保険年金係までお問い合わせください。

◎他の医療保険（協会けんぽ・健保組合・共済等の職場の保険）加入者

加入されている医療保険者への申請となります。詳しい申請方法等は、基準日（7月31日）に加入している医療保険者に問い合わせください。その際に介護保険の「自己負担額証明書」が必要ですので、まず「自己負担額証明書」の交付申請を行ってください。「自己負担額証明書」は、発行までに約1か月かかります。

◎介護保険の自己負担額の発行申請先

佐賀中部広域連合および多久市福祉課、または郵送で受け付けています。

■問い合わせ 〒840-0831 佐賀市松原四丁目2番28号 佐賀中部広域連合 給付課 ☎40-1134

競争入札の参加を希望する 事業者のみなさんへのお知らせ

■問い合わせ

管財契約課 契約検査係 ☎75-2132

平成26年度に多久市が発注する競争入札に参加を希望される事業者は、関係書類を添えて入札参加資格申請をしてください。（詳細は多久市ホームページに掲載しています。申請の要領や様式が閲覧・取得できます。

多久市ホームページ

<http://www.city.taku.lg.jp/>

※今回の登録期間は平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年間です。

※「平成25・26年度」の申請を既にされている場合は、今回は申請の必要はありません。

登録区分

- 物品の購入・役務の提供など
- 建設工事
- 測量・設計コンサルタント

受付期間 平成26年1月15日(水)～平成26年2月17日(月)

受付場所 市役所2階 管財契約課 契約検査係

放火による火災を防止しましょう！

平成9年以降連続して全国の出火原因の第1位は、**放火**によるものです。

放火による被害の軽減を図るため、以下のことに注意してください！

◆建物に対する放火防止対策

- (1)建物の周囲に燃えやすいものを放置しない
- (2)ポストに郵便物や新聞等をため込まない
- (3)施錠管理をきちんと行い、外部からの侵入を防ぐ
- (4)照明器具の設置により暗がりなくす

◆車両に対する放火防止対策

- (1)車両の施錠管理をしっかり行う
- (2)荷台に荷物を積んだまま駐車しない
- (3)ボディカバーをする際には、防災製品を使用する

◆その他のものに対する放火防止対策

- (1)夜間にごみを放置しないようにする
- (2)ごみは指定された場所、日時以外は搬出しないようにする
- (3)ごみ集積所の環境づくりを地域ぐるみで実施する

◆地域における放火防止対策

- (1)防火・防災訓練を開催して、地域住民の防火意識を高める
- (2)外出時には、隣近所に一声かけて協力を求める

■問い合わせ 佐賀広域消防局 予防課 ☎33-6765

多久消防署 ☎75-2191